

事 務 連 絡
平成 2 年 8 月 3 1 日

一般社団法人 日本化学工業協会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律」の施行に伴う、輸入確認に関する通知について

標記について、別紙1及び2のとおり、各都道府県衛生主管部（局）長、保健所設置市衛生主管部（局）長及び特別区衛生主管部（局）長宛に通知いたしましたので、御了知いただいた上、貴会会員への周知につき御配慮をよろしくお願いいたします。